

令和4年6月25日

東京学芸大学 国語国文学会 令和4年度大会 研究発表 配布資料

## 高等学校における日本語指導の取り組み ー学校設定教科・科目に着目してー

工藤聖子（東京学芸大学）  
武内博子（東京学芸大学）  
齋藤ひろみ（東京学芸大学）  
見世千賀子（東京学芸大学）

### 1. 研究の背景と目的

2019年末からの新型コロナ感染拡大への対応として、2年以上にわたって留学生・ビジネスマンの新規の入国は制限された。出入国管理庁の令和3年度6月末の在留外国人数をみても、国内の在留外国人数は大きく減少している。その一方で、外国籍児童生徒等は増加し続けている。文部科学省の学校基本調査（令和3年度）によれば、公立小中高等学校・義務教育学校・中等学校・特別支援学校に在籍する外国籍児童生徒は、114,853人であり、令和元年度より13,451人増であった。また、文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査（令和3年度）」（速報）によれば、公立学校で学ぶ日本語指導が必要な児童生徒は58,353人に上り、前回調査（平成30年）比14.1%増である。本研究が対象とする高等学校においても、日本語指導が必要な生徒は4,809人となり、前回調査より600人ほど増加した。この10年間では2.2倍増と他の校種に比べ急増している。こうした状況に対し、文部科学省は省令改正により高等学校の日本語指導を「特別の教育課程」として実施することを可能にする<sup>1</sup>など、高校段階の外国人生徒等教育の充実に向けた施策を実施している。その一つが「高等学校における日本語指導体制整備事業」（以下、本事業）であるが、東京学芸大学は2021年にこの事業を受託し、高等学校における日本語指導等の実施状況に関する質問紙調査を行った<sup>2</sup>。

本発表は、本事業で実施した質問紙調査の結果の一部を報告するものである。外国人生徒等が在籍する高等学校における「外国人生徒等教育の方針と受け入れ体制」「日本語指導・教科学習支援」「日本語指導等に関する学校設定教科・科目」に関する調査項目の結果に焦点を当てる。分析では、設置者別、課程別、入試における外国人生徒等を対象とする特別定員枠の有無という、学校設置における制度的特徴と、外国人生徒等への日本語指導等の取り組みとの関係に着目する。高等学校における外国人生徒等に対する日本語指導等の実態を把握し、問題を明らかにするとともに、指導・支援の充実に向けて検討を行うことを目的とする。

なお、本調査は、文部科学省の事業として実施したものであるため、生徒の呼称については、「外国人生徒等」を用いる。外国籍の生徒の他、日本国籍であっても海外にルーツのある生徒（国際結婚家庭の生徒や、家庭に日本語・日本文化以外の言語・文化環境がある生徒）を含む。また、日本語指導が必要な生徒とは、文部科学省の調査の定義に基づき、「日本語で日常会話が十分にできない生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な生徒」とする。

## 2. 質問紙調査の実施状況（概要）

国立・都道府県立・市町村立高等学校に加え、私立高等学校にも調査を実施した。合わせて4,871校を対象に質問紙を直接送付し、1,590校より回答があった。回答率は約32.6%である。調査紙全体の調査項目は以下の通りである。本発表では①、②、④、⑤について報告する。

- ①学校について
- ②在籍する外国人生徒等の在籍状況について
- ③外国人生徒等の進路について
- ④外国人生徒等教育の方針、受け入れ体制について
- ⑤外国人生徒等に対する日本語指導・教科学習支援について
- ⑥進路指導・キャリア教育について
- ⑦多文化共生のための教育活動について
- ⑧保護者との連携について
- ⑨今後の取り組みについて
- ⑩外国人生徒等を対象とする入試制度(令和3年度)について

以下、本調査の結果について述べるが、高校の制度的特徴を次のように表す。設置者については、国立・都道府県立・市町村立高等学校を「国公立」、私立高等学校を「私立」とする。課程については、全日制高等学校を「全日制」、定時制高等学校を「定時制」とする。入試における外国人生徒等の特別定員枠を有する学校を「枠有校」、有しない学校を「枠無校」とする。これらが重なる場合は「国公立・全日制・枠有」等と示す。

## 3. 外国人生徒等が在籍する高等学校と在籍数

回答を得られた高等学校1,590校のうち、外国人生徒等の在籍があった高等学校は880校(55.3%)であった。この880校に関し、設置者別、課程別、外国人生徒等の特別定員枠（以下、特別定員枠とする）の有無による内訳を表1に示す。なお、その他とは通信制高等学校である。

設置者別の学校数は、国立2校、都道府県立708校、市町村立45校、私立125校である。入試の特別定員枠の有無に関しては、枠有校が177校、枠無校が703校であった。枠有校は、全日制が157校で全日制的25.3%、定時制が20校で定時制的10.8%に当たる。

表1 外国人生徒等在籍校 設置者・課程・特別定員枠の有無別 単位(校)

	総計	全日制			定時制			その他		
		計	枠有	枠無	計	枠有	枠無	計	枠有	枠無
国立	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
都道府県立	708	536	124	412	170	19	151	2	0	2
市町村立	45	31	7	24	13	1	12	1	0	1
私立	125	123	25	98	2	0	2	0	0	0
計	880	692	157	535	185	20	165	3	0	3

次に、外国人生徒等の在籍数を、設置者、課程別により示す（表 2）。また、外国人生徒等のうち日本語指導が必要な生徒を (a)、実際に日本語指導を受けている生徒を (b)、日本語指導が不要な外国人生徒等を (c) とする。(a) + (c) を、外国人生徒等の総数と見る。880 校に在籍する外国人生徒等は 9,964 人であった。その内、日本語指導が必要な生徒は 4,387 人であり、44.0% に当たる。全日制では 41.1%、定時制では 53.8% が日本語指導を要する生徒である。実際に日本語指導を受けている生徒は、指導が必要な生徒の 61.4% の 2,694 人であった。全日制に関しては、63.6% が指導を受け、定時制は 56.2% である。必要性は定時制が高いが、実際に受けている割合は全日制の方が高い。

表 2 外国人生徒等の数 設置者・課程別 単位 (人)

	(a)日本語指導が必要な生徒			(b)日本語指導を受けている生徒			(c)日本語指導が不要			(a+c)外国人生徒等合計			計
	全日制	定時制	その他	全日制	定時制	その他	全日制	定時制	その他	全日制	定時制	その他	
国立	6	0	0	3	0	0	3	0	0	9	0	0	9
都道府県	1,759	1,246	1	1,039	718	1	3,105	1,062	11	4,864	2,308	12	7,184
市区町村	55	77	0	35	26	0	175	68	49	230	145	49	424
私立	1,243	0	0	872	0	0	1,098	6	0	2,341	6	0	2,347
全体	3,063	1,323	1	1,949	744	1	4,381	1,136	60	7,444	2,459	61	9,964

外国人生徒等の、出身国／地域は、多い順に、中国 2,396 人、フィリピン 2,151 人、ブラジル 985 人、韓国朝鮮人 521 人、ペルー 350 人、ネパール 336 人、ベトナム 249 人であった。近年増加が注目されるパキスタンの他、マリ、トンガ、ウガンダなどの日本国内では希少な言語・文化背景を持つ生徒もおり、高等学校に通う外国人生徒等の民族・文化的背景が多様であることがわかる。

#### 4. 外国人生徒等教育の方針・受け入れ体制と日本語指導、教科学習支援

##### 4-1 外国人生徒等教育の方針・受け入れ体制

次に、学校としての外国人生徒等の教育方針、受け入れ体制に関する結果を報告する。調査では表 3 の項目から該当するものを選択するよう求めた。結果を表 4 に示す。設置者、課程、特別定員枠の有無別に、各項目を選択した高等学校の割合を産出したものである。私立・定時制高校は 2 校と少なかったため、表 4 からは省いた。

表 3 外国人生徒等教育の方針、受け入れ体制に関する選択肢（複数選択可）

<p>ア. 学校の経営計画に課題や目標として多文化共生、外国人生徒等教育に関わる項目がある。</p> <p>イ. 校務として、外国人生徒等教育に関わる分掌がある。</p> <p>ウ. 日本語及び教科指導を専門に担当する教員（正規採用教諭・常勤講師・非常勤講師）を配置している（いわゆる加配）。</p> <p>エ. 外国人生徒等の生活指導・進路指導の担当教員を決めている。</p> <p>オ. 教育委員会等から派遣されている支援員が日本語指導等を行っている。</p> <p>カ. 教育委員会から外国人生徒教育・多文化共生コーディネータ等が派遣されている。</p>
--

- キ. 担当者会議等を開き、日本語指導等の対象・内容の検討を行っている。
- ク. 担当者のみならず、学級担任、教科担当教員、養護教諭等の教職員を対象に、外国人生徒等教育や日本語指導に関する校内研修を実施している。
- ケ. 養護教諭等と共に健康状態を把握し、必要に応じて配慮や支援を行っている。
- コ. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して支援を行っている。
- サ. 地域のボランティアが来て、校内で日本語学習支援等を行っている。
- シ. 地域の支援団体や大学等との連携による支援を実施している。
- ス. 企業(日本語学校等)から、日本語教師が派遣されている。
- セ. その他(具体的に記入)

表 4 外国人生徒等教育の方針、受け入れ体制

			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
国公立 (752校)	全日制 (569校)	枠有(132)	31.1%	24.2%	22.0%	15.2%	20.5%	13.6%	25.0%
		枠無(437)	9.6%	6.9%	2.3%	1.8%	6.9%	1.4%	5.0%
	定時制 (183校)	枠有(20)	35.0%	20.0%	15.0%	10.0%	10.0%	10.0%	40.0%
		枠無(163)	16.0%	8.6%	19.6%	6.1%	30.7%	8.0%	20.2%
私立 (125校)	全日制 (123校)	枠有(25)	72.0%	60.0%	64.0%	48.0%	0.0%	0.0%	44.0%
		枠無(98)	18.4%	18.4%	12.2%	9.2%	0.0%	0.0%	11.2%
			ク	ケ	コ	サ	シ	ス	
国公立 (752校)	全日制 (569校)	枠有(132)	15.2%	30.3%	24.2%	3.0%	10.6%	2.3%	
		枠無(437)	2.5%	18.1%	16.5%	2.1%	2.3%	0.0%	
	定時制 (183校)	枠有(20)	10.0%	45.0%	30.0%	10.0%	10.0%	0.0%	
		枠無(163)	12.9%	39.3%	33.7%	3.7%	5.5%	1.2%	
私立 (125校)	全日制 (123校)	枠有(25)	8.0%	48.0%	28.0%	4.0%	4.0%	8.0%	
		枠無(98)	5.1%	26.5%	15.3%	2.0%	5.1%	0.0%	

全体的には、該当すると回答した高校が30%以下という項目が多く、外国人生徒が在籍する高等学校の現状として、その教育方針や受け入れ体制が十分に整っているとは言えない。ただし、設置者別に見ると、私立高等学校の特別定員枠のある25校は、経営計画に多文化共生や外国人生徒教育に関わる項目があり(ア)、校務分掌も設けられている(イ)。また、日本語指導等の専門教員の配置があり(ウ)、生活指導や健康管理(エ、ケ)も含め担当者会議を開いて教育内容を検討している(キ)。私立が対象外となる教育委員会の派遣制度項目(オ「日本語支援員」、カ「コーディネータ等」)を除けば、教育方針・体制ともに整っていると考えられる。外国人生徒等を学校経営上の重要な存在として明確に位置づけ、積極的に受け入れを行っている様子が窺える。国公立に関しては、定時制の方が全日制よりも全体的に実施率が高く、学校としての組織的・計画的な教育的対応が行われていると考えられる。

特別定員枠の有無別では、枠有校と枠無校間の差は大きい。例えば、アの経営計画に目標・課題として組み込まれているかという項目では、枠有校が国公立・全日が31.1%、国

公立定時制が 35.0%、私立が 72.0%であるのに対し、枠無校は 20%以下である。入試の特別定員枠の有無により、体制整備状況には相当に違いが生まれていると言えそうである。設置者の別と特別定員枠の有無をクロスしてみると、国公立・全日制・枠無校では全項目の低さが際立ち、ほとんどの学校では組織的な体制作りが行われていないと考えられる。

項目ごとに見ると、特別定員枠の有無による差はあるが、ア「学校の経営計画に目標として外国人生徒等教育に関わる項目」は選択校の割合が他の項目に比べ高い。他には、ケ「養護教諭等との協働による配慮や支援」、コ「スクールカウンセラー等との連携」といった、教員以外の学校職員・スタッフとの連携によるメンタルヘルスケアに関しては、どのタイプの高等学校でも一定の体制を作っていると言えそうである。

他方、積極的な実施がみられない項目に、サ「地域ボランティアによる日本語支援」、シ「地域の支援団体、大学等による日本語支援」、ス「企業からの日本語教師派遣」がある。特別定員枠の有無による差異が大きい項目には、ウ「加配教員」、オ「支援員」、キ「担当者会議」がみられる。枠有校では加配制度が、枠無校では支援員配置の仕組みが利用されていると考えることができる。

#### 4-2 日本語指導、教科学習支援について

次に、日本語指導や教科学習支援に関する具体的な取り組みの状況を報告する。調査は表 5 の項目から該当するものを選択する方式で実施した。特別定員枠を利用して入学した生徒と一般入試で入学した生徒とに分けて、回答を求めた。

表 5 日本語指導・教科学習支援の内容に関する選択肢（複数選択可）

- |  |
|--|
| <p>ア. 入学時に日本語能力を把握して指導の要・不要を決定している。</p> <p>イ. 生徒一人一人に対し個別の指導計画を作成している。</p> <p>ウ. 外国人生徒等対象の日本語の授業がある(教科・科目名は問わない)。</p> <p>エ. 外国人生徒等対象の教科等の授業を行っている。</p> <p>オ. 放課後等に課外活動として日本語・教科学習支援を行っている。</p> <p>カ. 外国人生徒等を対象に教科の取り出し授業(習熟度別・少人数指導)を行っている。</p> <p>キ. 教科授業に教員や支援者が入り込んで支援を行っている。</p> <p>ク. 授業の担当教員が、外国人生徒がわかるよう工夫している。</p> <p>ケ. 教科担当教員と日本語指導担当教員が TT で授業を実施している。</p> <p>コ. 定期試験等でルビ振り等の配慮をしている。</p> <p>サ. 定期的に日本語能力を把握し、支援内容を検討している。</p> <p>シ. 外国人生徒等の状況や学校目標に応じてカリキュラム・マネジメントの考え方で授業を実施している。</p> |
|--|

図 1 に全日制・枠有校 (132 校)、図 2 に定時制・枠有校 (20 校) の結果を示す。結論から言えば、国公立の場合、同じ高等学校で日本語指導が必要であるという判断を受けていても、実際に指導・支援を受けられるかどうか、利用した入試枠によって決定づけられている様子が浮かび上がっている。また、特別定員枠の無い高等学校の場合は、定時制と全日制で日本語指導・教科学習支援の実施状況が大きく異なっていることが明らかになった。

具体的には、全日制・枠有校（132校）では、特別定員枠で入学した生徒（図1の青、枠入学者）に対しては、30%以上の高校が実施している項目が複数ある（ア「能力の把握」、オ「放課後等の課外活動」、ク「授業担当者の工夫」、コ「定期試験等のルビ振り等」）。それに対し、一般入試で入学した生徒（図1の赤、一般入学者）の場合は、ア「日本語指導の有無の判断」を除き、多くの項目が10%前後以下であり、80～90%の学校で支援を行っていないという状況が浮かび上がる。

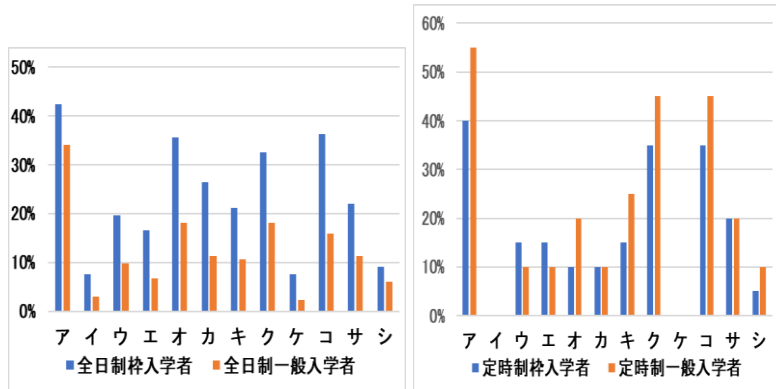


図1 日本語指導・教科学習支援 全日制・枠有校

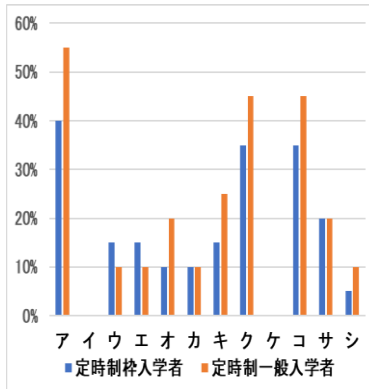


図2 日本語指導・教科学習支援 定時制・枠有校

図2の定時制・枠有校（20校）においては、ウ「日本語の授業を行っている」、エ「教科の授業を行っている」以外の項目は、特別定員枠で入学した生徒（図2の青：枠入学者）と一般入試で入学した生徒（図2の赤、一般入学者）による指導・支援の実施状況が、同じか、却って低いという不可思議な事態が見えてくる。

人的配置等の枠校の制度的環境以外の項目に関しては、特別定員枠の有無以上に、それぞれの高等学校の教育方針等が色濃く反映していると考えざるを得ない。ただし、定時制高等学校の枠有校では、対象生徒にかかわらず、イ「個別の指導計画」ケ「TTでの授業」は全く実施されていなかった。

図3からは、全日制・枠無校と定時制・枠無校における日本語指導・教科学習支援の状況を見ることができる。枠無校であるため、一般入試で入学した外国人生徒等への指導・支援が行われているのかという問題である。定時制（図3の赤）の40%以上の学校が実施する項目が4つあり、全日制よりも10%以上高い項目が7つある。定時制は、指導・支援が全日制よりはるかに充実していると読み取れる。全日制では、本調査項目においては全体として比較的高い実施率となっているオ「放課後等の課外活動」、ク「授業担当者の工夫」、コ「定期試験等のルビ振り等」に関しても、取り組みは少ない。

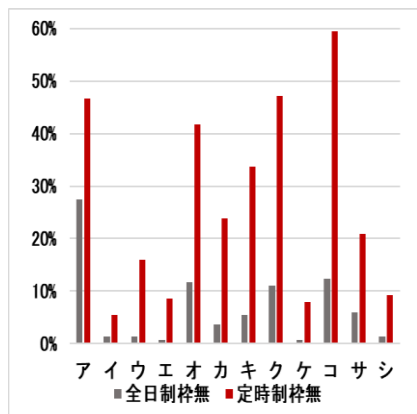


図3 日本語指導・教科学習支援 枠無校・一般入学者

全日制では特別定員枠の有無が日本語指導・教科学習支援の実施を規定していると考えられ、定時制では、特別定員枠の有無以上に定時制高等学校の社会的役割や在籍する生徒の特性が、外国人生徒等への具体的な指導・支援の実施を決定する要素になっていると推測される。

## 5. 日本語指導・教科指導の実施状況

5-1 外国人生徒等の日本語・教科指導を実施している教科・科目

日本語指導・教科指導等を実施している科目について、91校より回答があった。日本語指導、教科指導それぞれに関し、ア～ウ（表6）から該当する科目を選択したものである。

表6 日本語指導・教科指導を実施している科目の選択肢（複数選択可）

日本語指導を実施している科目	ア 学校設定教科で	ア 学校設定科目で	ウ 国語総合やその他の国語科科目として
教科指導等を実施している科目	ア 学校設定教科	イ 学校設定科目	ウ 既存の教科科目として

表7 日本語指導／教科等の授業を実施している教科科目

（回答校数）	日本語指導実施教科・科目			教科指導等実施教科・科目		
	ア学校設定教科で	イ学校設定科目で	ウ国語科科目として	ア学校設定教科で	イ学校設定科目で	ウ既存の教科科目として
全日制(61)	14	30	34	4	3	47
枠有(39)	12	25	18	2	1	30
枠無(22)	2	5	16	2	2	17
定時制(30)	8	22	7	1	2	18
枠有(3)	1	2	0	1	0	2
枠無(27)	7	20	7	0	2	16
計	22	52	41	5	5	65

表7には、日本語指導・教科指導を実施している科目の有無の回答を、課程別・特別定員枠の有無別に示した。学校設定教科と科目を設定し、国語科科目も利用して日本語指導を実施している学校もある（そのため、合計数は回答校数である91にはならない）。

日本語指導に関しては、学校設定科目を立てて実施している学校が52校、教科を設定している学校が22校あった。枠有校（全日制39校中25校、定時制3校中2校）と、定時制・枠無校（27校中20校）では、日本語関連教科・科目が積極的に設定されているようである。他方、全日製の枠無校では、国語科科目として実施するケースが多い（22校中16校）。教科等の指導は、基本的には既存の教科科目として実施されており、教科の取り出し指導や習熟度別指導等で対応していると考えられる。

日本語指導を学校設定教科・科目で実施している高校は59校（国公立47校、私立12校）であった。この内、教科と科目の両方を設定している高校が15校ある。この59校の令和3年度の外国人生徒等の在籍数は、2人から188人までと幅広い。2-9人までが15校、10-29人が12校、30-49人が11校、50-99人が12校、100人以上が9校である。多くは在籍生徒数が10人を超えており、外国人生徒等の在籍数が学校独自の教科・科目を設定するかどうかを左右する要素の一つになっていると考えられる。また、大阪府、東京都、神奈川県といった、従来より在留外国人が居住する都市部の高等学校に学校設定教科・科目

制度を利用しているところが多く見られる。

### 5-2 日本語指導を実施している学校設定教科・科目の名称

日本語指導を実施している学校設定教科・科目の教科名・科目名について記述回答を求めた。教科名 22 件は、「国語・古典」、「国際」、「日本語」、「日本文化」、「教養」に分類される（表 8）。

科目名 52 件の内 40 件は「日本語」が冠されており、「生活日本語」「コミュニケーション」「時事日本語」のような使用場面・目的を反映させた科目名が多く見られる。その他、「語学研究」「国際バカロレア」「日本のことばと文化」「学び直し」などの科目名も少数であるが見られる。授業として実施する際には、科目名にレベルや段階性（基礎・上級、1, 2, 3、A・B・C等）を示す符号を付して、複数の授業を行っている学校が少なくない。

国語科関連科目で日本語指導を実施する場合には、多くが「国語総合」として実施しており、その他「現代文 A・B」科目で実施する学校が見られる。

表 8 学校設定教科・科目名

学校設定教科		学校設定科目	
日本語	8	日本語	40
国際	7	国語	2
日本文化	3	日本事情	1
国語・古典	2	コミュニケーション	1
教養	2	教養	1
		ことばと文化	1
		基礎学力	1
		無記入・その他	5

### 5-3 日本語の授業の内容

日本語の授業を実施している高等学校 72 校より、137 件の授業について記述回答が得られた。学校により実施している授業数は異なる。1 校当たり 1～3 件の回答がほとんどであったが、17 件の授業に関する回答も見られた。記載がないなどの不明が 6 件あった。

授業の内容を、表 9 に示す A～I に分類した。授業によっては、複数の内容を取り扱っている場合があり、その場合、内容に応じて複数のカテゴリーに分類した。そのため、合計数は授業件数を大きく上回るものとなっている。

日本語の授業の内容としては、カテゴリー A「日本語基礎」、B「技能別日本語」C「日本語能力試験対応」の 3 つで 8 割以上を占めており、基本的な日本語の知識・技能の学習、作文指導や面接指導、日本語能力試験のための文字・表記、語彙・文法、読解、聴解の学習が中心に構成されていることがわかる。その一方で、卒業後を見据え、進学や就職のための日本語指導、地域に根差した生活に視点を向けた内容を取り扱う学校も見られる。

表 9 日本語の授業の内容

A 日本語基礎	66	31.9%
B 技能別日本語	54	26.1%
C 日本語能力試験(JLPT)対応	45	21.7%
D コミュニケーション	12	5.8%
E 日本事情、日本文化	8	3.9%
F 進学・就職のための日本語	10	4.8%
G 留学生試験対応	2	1.0%
H 教科学習	7	3.4%
I 国際バカロレア	3	1.5%

### 5-4 日本語の授業の実施事例



ここで、3つの高等学校における日本語指導の実施状況を紹介します。いずれも、質問紙調査への回答をもとに発表者が整理・編集したものである。

1校目は外国人生徒の在籍数が多く、学校設定教科・科目としてレベル別の日本語の授業を実施するとともに、修了後の進路を見据えて日本語学習の場を提供している学校（A校）である。2校目は、在籍数は少ないが、学校設定科目を設けて文化と生活に軸をおいて指導を行っている学校（B校）である。特徴として、地場産業や地域の地理的特徴を学んだり、武道や書道の体験を通して日本語の文字・語彙と伝統的な文化を学んだりする機会を提供している。3校目も在籍数の少ない学校であるが、国語科関連科目で、日本語能力試験対策を中心に据え、日本語の知識・技能の習得のための授業を行っている学校（C校）である。

（1）A校（都道府県立高等学校・全日制・特別定員枠有）

1)在籍する外国人生徒等の人数と状況

令和3年度の外国人生徒等数:57人(全校生徒約700名)

出身国・地域:中国が多数。フィリピン、ペルー、ベトナム、韓国・朝鮮、イタリア、ネパール等

2)学校の受け入れ体制

学校の方針として多文化共生を掲げ、外国人生徒等教育が目標として位置づけられている。日本語や教科指導を専門に担当する加配教員を配置している。外国人生徒に関わる分掌はないが、プロジェクトチームが編成され、生活指導や進路指導などを行っている。

授業については、教諭と常勤講師により2~3名体制で担当している。

3)日本語指導の取り組み

入学時に日本語能力を把握して指導の要不要を決定し、外国人生徒等対象の日本語や教科等の授業を行っている。放課後に課外活動としての日本語学習支援を行っている。

4)日本語指導を実施する科目

学校設定教科「国際理解」「日本語」で、科目「日本語1」「日本語2」「総合上級日本語」を授業として実施している。それぞれ10名前後の生徒が履修している。

5)日本語の授業の内容

「日本語1」「日本語2」は、日本語能力試験のN2かN1の合格を目標として設定し、大学進学や就職後に必要な日本語の力を身に付けることを目標とする。内容は、模擬テストの実施、語彙・漢字学習、長文読解、聴解演習、文法のまとめなどを行っている。

「総合上級日本語」の授業では、進学や就職に関して調べて計画を作成したり志望理由書や履歴書の書き方、面接の受け方などを練習する。その他、小論文を書いて文体や表現を学ぶ。また、調べたテーマについてプレゼンテーションを行っており、進学や就職を実現するための具体的な日本語教育が行われているのが特徴的である。

評価については、授業の課題の提出状況・完成度、授業中の態度、模擬テスト・小テスト、定期考査、小論文やプレゼンテーションのパフォーマンスをもとに実施している。

（2）B校（都道府県立 定時制 特別定員枠無）

1) 在籍する外国人生徒等の人数と状況

令和3年度の在籍外国人生徒数:3名(全校生徒 約40人)

出身国は、中国、フィリピン、ペルー

2) 学校の受け入れ体制

担当者会議を開き、日本語指導等の対象・内容の検討を行っている。

3) 日本語指導の取り組み

外国人生徒等対象の日本語の授業を実施し、放課後も課外活動として支援を行っている。また、授業を全教員が持ち回りで担当し、教員間で活発に話し合いをもつて、課題を共有し取り組む体制がある。

4) 日本語指導を実施する科目

学校設定教科: Japan 学校設定科目: JapanA・B

5) 日本語の授業の内容

日本に関する知識や理解を深め、高校生活を円滑に送ることを目的とし、日本事情や日本文化を学んでいる。「JapanA」の授業では、日本の伝統的な考え方や身だしなみ・和食のマナーを学んだり、日本の武道を体験したりする。また、当該地域の地理や地場産業(農業・造船業等)について学ぶ機会を設ける。書写を通して文化と日本語と漢字表記との関係の理解を促す。「JapanB」では、歴史上の人物やノーベル賞受賞者の生き方や、日本の特色ある漫画を取り上げて日本のサブカルチャーについて学ぶ。また、数学パズルや遊具などを用いて、数学等への関心や文字と表現の学習を促す。

評価は、授業の担当教員が、小テストと口頭試問をもとに実施する。

(3) C校 (都道府県立 全日制 特別定員枠有)

1) 在籍する外国人生徒等の人数と状況

令和3年度の在籍外国人生徒数:4名(全校生徒 350人)

2人が日本語支援が必要な生徒。出身国はフィリピン、韓国・朝鮮である。

2) 学校の受け入れ体制

学校の受け入れ体制は、外国人生徒に関わる分掌や加配教員、進路指導を担当する教員が配置されており、担当者会議も行われている。

3) 日本語指導の取り組み

入学時に日本語能力を把握して個別の指導計画を作成して指導を行っている。取り出し指導・入り込み指導のほか、放課後支援も行われている。定期的に日本語力を把握している。

4) 日本語指導を実施する科目

国語科関連科目の授業として実施 教科:国語 科目名:現代文

5) 日本語の授業の内容

日本語能力試験のN1・N2の合格を目標として実施している。

日本語能力試験に向けて、N1・N2の文法・漢字を中心に、指導を進めている。授業を受けている生徒は日常の「話す」「聞く」ことには問題がないため、「読む」「書く」技能に重点を置いて日本語の授業を構成している。日本語能力試験対策として日本語指導が実施されているため、日本語指導は教科学習に関連付けられてはいない。

## 6. まとめ

以上の結果から、高等学校における日本語指導の体制に関しては、高等学校の設置者や課程等の制度的特性と、生徒の在籍状況や学校内の組織化・人的配置の状況に応じて、高等学校それぞれが独自の取り組みを行っていることが浮かび上がった。

第一に、設置者別の違いとして、私立の入試に外国人生徒等の特別定員枠を有する高等学校の場合、外国人生徒等教育の方針や受け入れ体制に関する明確な姿勢が見られる。国公立高等学校においても、多様化が急速に進む中、組織的計画的な体制作りが求められる。第二に、特別定員枠の有無によって、学校の受け入れ体制や日本語・教科支援体制に違いがあることが明らかであった。当然ではあるが、外国人生徒等の特別定員枠を有する学校は、受け入れ体制も実際の指導・支援の具体的な対応も整っている。特別定員枠という仕組みが一定の成果を上げていると言える。しかしながら、同じ特別定員枠を有する学校で、同じように日本語指導が必要であったとしても、一般入試で入学した生徒には日本語指導・教科学習支援において特別な対応が行われていない実態が明らかとなった。第三に、全日制と定時制における対応の方針の違いが、特別定員枠の無い学校において如実に現れていた。全日制高等学校においては、外国人生徒等教育の課題は、教育的対応として行動化されるまでの認識が未だ形成されていないと考えられる。学校経営上は、外国人生徒等教育などを目標に位置付けているという回答が30%弱あったが、具体的な支援項目で実施しているという回答は非常に少なかった。それに対し、定時制では、特別定員枠の有無に関わらず、一般入試で入学した生徒に対しても、組織的な取り組みが見られる。既に前述したが、定時制高等学校の生徒の多様な社会的個人的状況に対応することを社会的使命と認識していることが、外国人生徒等への教育対応をも方向付けていると考えられる。

日本語指導の実施状況も、担当教員の配置の有無や教育委員会からの派遣の有無等により、実施の仕方は多岐にわたっていた。例えば、日本語指導や教科指導のために学校設定教科・科目を利用する学校、放課後支援として実施する学校があれば、特に対応していない学校もある。学校設定教科・科目に関しては、制度としては活用可能でも、実際には担当者がいない、外部の支援者によるため課程内で実施できない等、適切に人的配置が行われていないといった要因により運用にまで踏み切れない状況がある。せっかくの制度をうまく機能させるためには、それを可能にするための体制を公的な仕組みとして整備する必要がある。冒頭で触れたように、高等学校においても日本語指導を「特別の教育課程」として実施することが可能になるが、令和5年の施行に向け、制度を理解し運用できる人材を育成することも必要である。

中央教育審議会答申（令和3年）は、令和の日本型教育の構築に向け、多様性と包摂性を高め、教育の機会均等を表現することの重要性を指摘している。多様化する学校の要素として、外国人児童生徒等が取り上げられ、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在として教育を実施することが求められている。現状として、先に指摘したように制度運用に硬直化が見られる中、排除されている外国人生徒等の教育の公正性を実現するために制度化のあり様の再検討と、制度運用に関して広く理解を得るための方策を検討することが重要となる。

また、日本語指導の授業の内容は、8割強が日本語の基礎的な知識・技能、日本語能力試験の対策等で占められていた。外国人生徒等が、日本社会を形作る次世代の成員である

ことを考えれば、そこに留まってはならないということは明らかである。紹介したA高校のように日本語の力としての段階的な発達に加え、卒業後の社会参画を後押しするような日本語教育が期待される。また、B高校に見る、地域密着型の、地域で生きる市民としての成長に連動させた日本語の指導が各地で挑戦されることが望まれる。教科内容の学びにつながる日本語の力、さらには社会を批判的に読み解き社会に働きかけるための日本語の力、そして、自身の問題・課題を解決し自ら成長するための力としてことばの力を育む教育である。そのためにも、こうした教育活動を教育課程に位置づける枠組みと、個別最適な学びを実現するための具体的な教育内容・活動等の提案が求められる。

#### 注

- 1 令和4年(2021年)3月31日付けで、文部科学省より学校教育法施行規則の一部を改正する省令等が公布され、令和5年月1日より試行されることが通知された。  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/mext\\_00043.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00043.html)
- 2 本事業は2022年度(令和5年度)も継続されており、「特別の教育課程」の施行・運用に向けて、高等学校における日本語指導等の体制整備のための「手引」とカリキュラム開発・実施のための「ガイドライン」が作成されている。

#### 付記：

本調査にご協力くださった高等学校・教育委員会の皆様に改めて御礼を申し上げます。

本調査は東京学芸大学が2021年度に受託した文部科学省「高等学校における日本語指導体制整備事業」(令和3年度)による。本事業の調査部会員7名との共同研究である。

本学調査部会委員：大村龍太郎(東京学芸大学)・南浦涼介(東京学芸大学)

外部調査部会委員：海老原周子(一般社団法人kuriya)、小島祥美(東京外国語大学)、  
角田仁(都立町田高等学校)、吉田美穂(弘前大学)、

元本事業研究員：中村夏帆(岩倉市立南部中学校)

#### 【参考資料・文献】

- ・出入国管理庁(2021) 令和3年6月末の在留外国人数について  
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001356650.pdf> (2022年6月21日最終閲覧)
- ・中央教育審議会(2021)「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)  
[https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt\\_syoto02-000012321\\_2-4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf) (2022年6月21日最終閲覧)
- ・東京学芸大学(2021) 高等学校における日本語指導体制整備事業2021年度事業報告書  
<https://www2.u-gakugei.ac.jp/~knihongo/seika/upload/高等学校における日本語指導体制整備事業2021報告書.pdf> (2022年6月20日最終閲覧)
- ・文部科学省(2022)「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/31/09/1421569\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569_00003.htm) (2022年6月20日最終閲覧)